

大垣市ガキペイカード加盟店利用規約

大垣市ガキペイカード加盟店利用規約（以下「本規約」といいます。）は、大垣市（以下「発行者」といいます。）が配布するガキペイカード（以下「本カード」といいます。）の取扱いに関し、発行者とガキペイカード加盟店（以下「カード加盟店」といいます。）との間の契約関係を定めるものです。

発行者からカード加盟店として登録を受けることを希望する者（以下「加盟店希望者」といいます。）は、本規約に同意いただいた上で、発行者に対し、加盟店登録を申請する必要があります。加盟店希望者が加盟店の登録を申請した場合、本規約に同意したものとみなします。

（定義）

第1条 本規約において使用する用語の定義は、次のとおりとします。

(1) ガキペイカード（本カード）

発行者が無償で配布する、7,000円相当がチャージされ、かつ、二次元コードが印字されたカードをいいます。

(2) デジタル版規約

大垣市デジタル地域通貨事業加盟店利用規約をいいます。

(3) ガキペイアプリ

発行者が提供する大垣市デジタル地域通貨事業実施要綱（令和7年9月1日改定）第3条に規定するデジタル地域通貨の発行等に関する機能を備えたスマートフォンアプリケーションをいいます。

（適用関係）

第2条 本規約は、カード加盟店における本カードの取扱いに関する特則を定めるものです。

2 本規約に定めのない事項については、デジタル版規約の規定を準用するものとし、デジタル版規約における「ガキペイ」を「本カード」とみなして適用します。

（本カードの利用期限）

第3条 本カードの利用期限は、令和8年8月31日までとします。

2 カード加盟店は、前項の利用期限を経過した本カードを受け付けてはならないものとします。

（本カードの使用取引）

第4条 カード加盟店は、利用者から本カードによる決済の申し出があった場合、次の手順により取引を行うものとします。

(1) カード加盟店は、利用者が提示する本カードの汚損・破損の有無、利用期限を確認します。

(2) カード加盟店は、発行者が指定する管理用端末（スマートフォン、タブレット等）を用い、本カードに印字された二次元コードを読み取ります。

(3) カード加盟店は、端末画面上に取引金額を入力し、決済処理を実行します。

- 2 カード加盟店は、本カードの残高が取引金額に満たない場合、不足分について現金またはカード加盟店が指定する他の決済方法により支払いを受けるものとします。
- 3 カード加盟店は、次項各号のいずれかに該当する場合を除き、利用者からの本カード使用の申込みを拒絶してはならないものとします。
- 4 カード加盟店は、利用者から本カード使用取引の申込みを受けた場合であっても、次の各号のいずれかに該当する場合は、決済を行ってはならないものとします。
 - (1) 大垣市ガキペイカード事業実施要綱（以下「実施要綱」といいます。）第7条第5項に掲げる取引について決済を求められた場合
 - (2) 本カードが著しく破損・汚損しており、二次元コードの読み取りが困難な場合
 - (3) 本カードが偽造または変造されたものであると疑われる相当な理由がある場合
 - (4) 利用期限を経過した本カードである場合
 - (5) その他、発行者が取引の中止を求めた場合

（取引の取消し及び返金）

第5条 カード加盟店は、決済完了後に取引の取消しまたは解除（返品等）を行う場合、現金にて利用者へ返金するものとします。本カードへの残高の返還（チャージバック）は行えません。

（カード加盟店の資格及び登録手順）

第6条 カード加盟店として登録を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とします。

- (1) デジタル版規約に基づく加盟店登録を受けている者
 - (2) 発行者の機関
- 2 前項第2号に該当する者については、デジタル版規約に基づく加盟店登録を不要とします。
 - 3 第1項第1号に該当する者は、発行者が別途定める方法により、参加する旨の意思確認を行い、カード加盟店へ登録することができます。
 - 4 第1項第2号に該当する者は、発行者が別途定める手順により、市長の承認を受ける必要があります。

（本カード支払対応店）

第7条 カード加盟店のうち、本カードでの支払い対応をすることができる者の要件は、本カードの読み取りに係る機器及び決済に係る通信料について、自己で準備及び負担することができる者とします。

（本カード支払対応店の登録通知）

第8条 発行者は、カード加盟店が前条の要件を満たしたことが確認されたときは、速やかに当該店舗に対し、実施要綱に定めるガキペイカード支払対応店登録通知書（別記様式）により、通知するものとします。

2 カード加盟店の登録は、発行者が前項の通知を行った時に成立するものとします。

(加盟店登録の取消等)

第9条 発行者は、カード加盟店が本規約またはデジタル版規約に違反した場合、カード加盟店としての登録を取り消すことができるものとします。なお、デジタル版規約に基づく加盟店登録が取り消された場合、カード加盟店としての登録も自動的に失効するものとします。

(換金の請求及び支払い)

第10条 本カードによる取引金額の締め日、支払い時期及び振込手数料については、デジタル版規約第19条（ガキペイ取引金額）の規定を準用します。この場合、本カードによる売上とアプリによる売上は合算して計算されるものとします。

(ガキペイカード事業の終了)

第11条 発行者は、本カードに関する事業を終了する場合、事前にカード加盟店に周知します。事業終了に伴い、カード加盟店に生じた損害について、発行者はその責めを負わないものとします。

(準拠法、管轄裁判所)

第12条 本規約の準拠法は日本法とし、本カードに関する一切の紛争については、岐阜地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

附 則 本規約は、令和8年1月13日から適用します。

(令和8年1月13日制定)